

佐賀県告示第 122 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 27 年 3 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
共立薬局	西松浦郡有田町二ノ瀬甲 946 番地 2	平成 26 年 12 月 31 日
おおかわの訪問看護ステーション	伊万里市大川町大川野 3143 番地 1	平成 26 年 12 月 31 日
ひかり訪問看護ステーション	伊万里市山代町峰 6545 番地 11	平成 26 年 12 月 31 日
訪問看護ステーションにのせ	西松浦郡有田町二ノ瀬甲 966 番地	平成 26 年 12 月 31 日
光と風の心療クリニック	鳥栖市京町 718 番地 1 鳥栖ビル 3 階	平成 26 年 12 月 31 日
スターデンタル佐賀	佐賀市駅南本町 2 番 17 号	平成 26 年 10 月 31 日
やまの歯科医院	西松浦郡有田町立部乙 2249 番地 1	平成 26 年 12 月 31 日
さくら薬局	鳥栖市京町 718 番地 1 鳥栖ビル 1 階	平成 27 年 1 月 5 日
医療法人しばやま整形外科	鳥栖市京町 718 番地 1 鳥栖ビル 1 階	平成 26 年 12 月 31 日